明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**八一）　一

○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務・財務**五）　三

〔告　示〕

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一七）　六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（**同**一八）　七

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二一一四）　二〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　二〇

裁判所
破産、免責、再生関係　二六

特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、企業年金基金設立・変更関係　六七

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六九

会社その他　七〇

会社決算公告　七三

省令

○総務省令第八十一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十八日

総務大臣　野田　聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。